

火災共済契約における故意免責とその詐欺行為を理由とする生命共済契約の解除

弁護士 小川 聖史

福岡高裁判決

平成24年2月24日(福岡高裁平成23年(ネ)第564号)判例タイムズ1389号273

頁

1. 本件の争点

本件は、X(個人)が、Y(全国生活協同組合連合会)との間で締結していた火災共済契約及び生命共済契約に基づき、各共済契約に係る下記①乃至⑤の火災事故が発生したと主張して、Yに対し、火災共済契約に基づく①の共済金及び生命共済契約に基づく②乃至⑤の共済金等の支払を求めた事案である。

これに対し、Yは、(1)①の火災事故はXの故意により発生したものであるから、火

災共済契約に基づく①の共済金の支払義務は免責される、(2)①及び②の共済金の支払請求がXの詐欺行為に該当することを理由に生命共済契約を解除したから、生命共済契約に基づく②乃至⑤の共済金の支払義務は消滅したと主張し、(1)火災共済契約における故意免責条項の適用の有無及び(2)火災共済契約における詐欺行為を理由とする生命共済契約の解除が争点となった。

2. 事案の概要

(1) 本件各共済契約の締結と契約の概要

ア 本件生命共済契約の締結

Xは、Yとの間で、平成14年4月1日、生命共済契約を締結した(以下「本件生命共済契約」という)。

本件生命共済契約の「ご加入のしおり」

には、Yの営む共済につき加入者に詐欺の行為があつたときは、共済加入が解除される旨、加入が解除された場合には共済金の支払ができない旨が規定されている。また、Yの生命共済事業規約(以下「本件規約」という)には、共済契約につき共済契約者に詐欺の行為があつた場合には、当該共済契約を解除することができる、「本件規則に定める場合」には将来に向かって共済契約を解除することができるなどと規定され、生命共済事業実施規則(以下「本件規則」という)には、「本件規則に定める場合」の一つとして、「共済契約者が過去に共済金または保険金の請求行為に関し詐欺行為を行った場合」が規定されている(本件規

則14条2号)。

イ 本件火災共済契約の締結

また、Xは、Yとの間で、平成19年6月頃、X所有の木造家屋(以下「本件建物」という。)につき、Xを被共済者として、火災共済契約を締結した(以下「本件火災共済契約」という。)

本件火災共済契約には、加入者の故意又は重大な過失による損害に対しては共済金の支払ができない旨、及び、この場合には、共済加入は解除される旨などが規定されている。

(2) 本件各共済事故の発生とその態様

その後、概略、以下①乃至⑤の各共済事故が発生した。

ア 本件火災事故(①)

平成19年11月8日午後3時18分頃、本件建物において火災が発生し(以下「本件火災」という。)、本件建物及びその中の家財が全焼した(以下「本件火災事故」という。)

イ 本件転落事故(②)

平成19年11月20日午前11時40分頃、本件火災事故の現場敷地において、Xが脚立から地面に転落した(以下「本件転落事故」という。)

ウ 本件第1交通事故(③)

平成20年8月15日午後4時50分頃、Xが自己所有の普通乗用自動車を運転中、W運転の普通乗用自動車に後方から追突された(以下「本件第1交通事故」という。)

エ 本件暴行事故(④)

平成20年9月17日午後3時45分頃、Xが、本件建物の賃借人であったBから木刀で左腹部を殴打されるなどした(以下「本件暴行事故」という。)

オ 本件第2交通事故(⑤)

平成20年12月28日午前4時10分頃、Xが勤務先のタクシー会社の所有する普通乗用自動車に乗務中に、C運転の普通乗用自動車に後方から追突された(以下「本件第2交通事故」という。)

(3) 原審(福岡地裁判決平成23年3月31日(平成20年(ワ)第4099号及び平成21年(ワ)第2439号)の判断

原判決は、概要以下のとおり判断し、Xの請求を認容した。

ア 本件火災の出火箇所とその原因について

本件火災の出火箇所(出火場所)は本件建物の3階南側である。

本件火災の出火原因については、①たば

こが出火原因であることを否定しつつ、②電気ポットの異常が出火の原因となった可能性は否定できず、その他の電気器具等からの出火の可能性についても排斥されない、③放火の可能性についても、(ア)放火行為の発覚やその後の消火が容易になりやすい時間帯であること、(イ)本件建物の立地や用途からして、放火による場合、人目に付きやすく、現認され又は早期に発見される可能性が高いこと、(ウ)本件火災の出火場所は本件建物3階南側であるが、放火であれば、被害が拡大しにくい上層階を放火場所を選択することには疑問があること、(エ)本件建物に放火して火が広がれば、延焼により焼損範囲が拡大する可能性が高く、それによる近隣への多大な影響や損害を考えれば、本件建物への放火は容易に決断しにくく、本件火災が放火によるものと認められるためには、放火した者に放火行為を実行させるだけのよほど強固な動機や目的がなければ、放火に及ぶことは考えにくい。

イ 本件火災がXの故意によるものであるか否かについて

① 本件火災の客観的状況、② Xの本件火災前後の行動等、③ 本件火災発生以前のXの行動、④ 本件火災発生直前のXの行動、

⑤ 本件火災直後のXの行動、⑥ Xの経済状況、⑦ Xによる過去の同種事故の経験の有無、⑧ 本件火災共済契約締結に関する事情からすれば、本件火災が放火によるものと認められる場合にはXの放火への関与を疑わせる積極事情が少なからずあるといえるが、本件火災が放火によるものと断定できず、放火以外の原因による可能性が排斥できない場合において、その可能性を排斥して本件火災が放火によるものと積極的に認めるべき事情までが認められるとは評価できないとし、Xの属性や動機、経済状態等を勘案しても、それにより本件火災がXの関与した放火と認められ、遡って、本件火災の原因を放火と認定できるほどの確たる事情が認められるとはいえない。

ウ Xの本訴請求の当否について

① 本件火災についてXが関与した放火によるものとは認められず、Yは、本件火災共済契約に基づく共済金の支払義務を免れない、② Xに詐欺行為があったとは認められないことから、Xに詐欺行為があったこ

とを理由とするYの本件生命共済契約の解除はその効力を生じないとして、Xの請求はいずれも理由があるとした。

3. 判旨（原判決取消、請求棄却〔上告・上告受理申立て〕）

(1) 本件火災の出火箇所とその原因について

まず、本件火災の出火箇所について、① 本件火災の出火状況に関する関係者の説明等、② 本件建物の焼損状況等、③ 消防署の出火原因の判定等からすれば、「本件火災の出火箇所は本件建物の3階南側付近と認めるのが相当」であり、「本件建物の3階南側は3階東側の部屋及び3階西側の部屋とその間に介在する屋外階段で構成されているところ、屋外階段には火源となり得るものは全く見当たらないことや、出火状況等からすれば、本件火災は、3階東側の部屋ないし3階西側の部屋の内部（南側）から出火したというべきである。」とした。

次に、本件火災の出火原因について検討し、① たばこが出火原因であることを否定し、② 上記各部屋に設置されていた電気器具類が出火の原因である可能性は極めて低

く、その他、本件火災の火源となり得るものは3階西側の部屋ないし3階東側の部屋内においては見当たらないとした上で、「本件火災は、白昼、そのままでは火源となり得るものが存在しない本件建物の3階西側ないし東側の部屋の内部から生じたこととなるから、何者かが、上記の部屋の一方ないし両方の内部に火を放ったことにより生じた可能性が高いといえるべきである。」とした。

(2) 本件火災がXの故意によるものであるか否かについて

本判決は、結論を導くために、概要以下①乃至⑦の事実認定を行った。

① Xは、本件火災発生の2、3か月ほど前（本件火災共済契約の締結直後）に、本件放火依頼発言（註：Xが知人の元右翼団体役員ないし暴力団員に対してした「家を燃やしてくれんか。」という趣旨の発言）を行った。「同発言は本件火災に対する被控訴人（註：X）の関与を窺わせる極めて重大な発言といえるべきである。」

② Xは、Yとの間で平成4年11月に締結した自宅建物及びA山荘の火災共済契約を平成17年6月30日に掛金延滞により終了

させた後、平成19年6月頃、本件火災共済契約を締結しているが、自宅建物及びA山荘の固定資産評価額と本件建物のXの評価額との差、前者を対象として火災共済契約を新規に締結した場合の掛金と本件火災共済契約の掛金とは僅かな差しかないことから、新規にあえて本件建物のみを火災共済の対象としたことについて、「不自然な感を否めない。」

③ 「本件火災は、本件火災共済契約締結の約5か月後、その保障開始日の約4か月後という近接した時期に発生している。」

④ 本件火災発生当時、Xは、2000万円を超える支払債務を抱え、月々の約定支払額が少なくとも55万円を超えており、「固定資産税等多額の税金を滞納し、その支払に窮する状況にあった。」

⑤ Xは、これまで、多数の保険会社との間で多数回にわたり保険契約を締結し、平成11年から平成22年までの間に支払を受けた保険金額は合計2000万円を超え、「保険金が被控訴人（註・X）の重要な収入源となっていたといっても過言ではない。」

⑥ Xは、約19年前の旧自宅建物の火災事

故により、Yほか1名から合計4570万円の共済金の支払を受けた経験がある。

⑦ 本件火災発生当日のXの行動（アリバイ）を裏付ける客観的資料はなく、かえって、「自ら、ないしは第三者を使用して：放火することは十分に可能であった。」

その上で、「以上の各事情を総合勘案すると、本件火災は、被控訴人（註・X）自らないしはその意を受けた第三者が、本件建物の3階部分の居室内に放火したことにより発生したものと推認するのが相当である。」とした。

(3) Xの本訴請求の当否について

本判決は、以上を踏まえ、本件火災は、Xの故意によるものであるから、YはXに対し、本件火災事故について共済金の支払義務を負わないとした。

また、本件生命共済契約に基づく共済金支払義務については、「被控訴人（註・X）が本件火災事故について共済金の支払を請求したことは詐欺行為に該当するから、これを理由に、控訴人（註・Y）が、被控訴人（註・X）に対してした本件生命共済契約を解除する旨の通知によって、同契約は解除されたことになる。」として、「本件転

落事故、本件第1交通事故、本件暴行事故及び本件第2交通事故について、本件生命共済契約に基づく共済金の支払義務を負わない。」としてXの本訴請求を棄却した。

4. 評釈（結論には賛成だが、判旨の理由等に疑問がある。）

(1) 本判決の意義

本判決は、共済組合契約に基づく各共済金の支払請求について、火災共済契約における故意免責条項の適用を認めたと上、生命共済契約の解除に伴う支払義務の消滅を認めた裁判例である。本判決は、故意免責条項の適用の有無の検討に当たり詳細な事実認定を行っており、原判決がこれと異なる結論を採用していることからしても、火災保険・共済契約における故意免責条項の適用と事実認定及び事実評価が問題となる同種事案の解決に参考になると思われる。

(2) Yの免責の可否

まず、本件火災事故がXの故意によって発生したものであることを理由とするYの免責の可否について検討する。

ア 本判決の認定判断の手法

最判平成16年12月13日民集58巻9号

2419頁は、「保険金の支払事由を火災によって損害が生じたこととする火災保険契約の約款に基づき、保険者に対して火災保険金の支払を請求する者は、火災発生が偶然のものであることを主張、立証すべき責任を負わない。」と判示しているが、本判決は、主張・立証責任の分配を問題とする以前に、自由心証に基づき、本件火災はXの故意により発生したと認定した。主張・立証責任の分配により事件を解決することが許されるのは、裁判所が自由心証を尽くしてもなお真偽不明となった場合のみであるから、この点では、本判決の認定判断に異論はない。

そして、実際の裁判においては、放火を疑わせる様々な間接事実を積み上げて、放火であることの推認ができるかが問題となるが、間接事実の積み上げによる放火の認定の可否が争われる裁判例においては、①第一に、火災が放火であるかどうかを問題とし、②第二に、放火であると推認される場合には、被保険者の放火への関与の有無を問題とする手法が概ね確立している²。本判決も同様の枠組みに基づき、間接事実の積み上げにより判断しており、その判断手法

自体には異論はない。

イ 本判決における具体的な事実認定³

原審と本判決の事実認定において大きく異なっており、結論を分けた原因となったのは、本件火災が放火である可能性（具体的には、出火原因が電気ポットである可能性及びその他放火の可能性）についてであると思われる。すなわち、原審は、放火以外の原因による可能性が排斥できないことを前提とし、これを重視して、Xの放火への関与を疑わせる積極事情が少なからず存在していることを認定しつつも、放火以外の可能性を排斥して本件火災が放火による積極的に認めるべき事情まで認めることはできないとして、Xの請求を認容している。

まず、本件火災が電気ポットの異常を原因とする可能性について、原審はこれを出火原因である可能性を否定できないとしているが、本判決は、当該電気ポットは本件建物3階部分北側において使用されていたから、これが出火原因であることは、出火箇所が本件建物の3階南側付近であることと符合しないとして、これを否定している⁴。本判決は、出火箇所という比較的客観的な事実から出火原因を推認している

という意味で、電気ポットの異常という、いわば異常な事態を前提として事実認定を行っている原審よりも妥当であると思われる。

また、放火の可能性についても、本判決は、火源となりうるものがない箇所からの出火という事実から、何者かの放火の可能性が高いと結論づけている。判例タイムズの匿名コメントは、この点に関する原審の事実認定について、「(ア)発覚やその後の消火が容易な放火、(イ)人目に付きやすく、現認されたり早期に発見される可能性が高い放火、(ウ)被害が拡大しにくい放火といったものは考えられないようなことになりかねないが、そのような放火事犯が現に存在することは否定できない。また、(エ)延焼による被害が拡大するような放火といったものも容易に決断しにくいというが、それも、過去の放火事犯に照らして、犯罪者の一面の心理でしかないといえなくもない。」と批判しているが⁵、原審は、どちらかといえばやや一般的な事実関係を重視しすぎていると思われる。それほどばかりではなく、かかる一般的な事実関係に基づき、放火以外の原因による可能性が排斥できないと述べ、さらに、かかる価値

判断に基づき、Xの関与を認める積極事情を認めつつも、Xの請求認容という結論をやや強引に導いているのではないかと思われる。

確かに、間接事実の積上げによる放火の認定の可否が争われる場合には、①第一に、火災が放火であるかどうかを問題とし、②放火であると推認される場合には、被保険者の放火への関与の有無を問題とする手法が確立しており、その枠組み自体には異論はないが、放火の認定はあくまでも間接事実に基づく推認なのであるから、原審のように①のみを過度に重視すべきではなく、あらゆる事情を総合的に勘案して判断すべきはいうまでもない。したがって、裁判所には、①②を総合的に判断した上での事実認定が要請されるといえ、その意味で、本判決は原審よりも妥当と考える⁷⁾。

(3) **本件生命共済契約の解除の成否**

ア Yによる解除及び本判決の判断

Yは、本件火災事故及び本件転落事故に係る共済金の支払請求がXの詐欺行為に該当することを理由として、本件規約及び本件規則に基づき本件生命共済契約を解除している。

そして、本判決は、①の本件火災事故がXの故意によつて発生したものであるという認定事実を前提とし、XのYに対する①の共済金の支払請求は本件規則(註：14条2号と解される。)にいう「詐欺行為」に該当する、そして、本件規則に基づく解除は、XがYと締結していた共済契約の全部に及ぶものであることを前提として、本件生命共済契約の解除を認めた⁸⁾。

イ 検討

①の共済金支払請求における詐欺行為は、あくまで本件火災共済契約に係る詐欺行為である。本件生命共済契約における本件規約及び本件規則によれば、「共済契約者が過去に共済金または保険金の請求行為に関し詐欺行為を行った場合」(本件規則14条2号)には、「将来に向かって共済契約を解除することができる」(本件規約17条4項)とされているが、本件生命共済契約における本件規則の「共済契約者が過去に共済金または保険金の請求行為に関し詐欺行為を行った場合」とは、他の生命共済契約において過去に詐欺行為があった場合をいうと解釈するのが自然ではないかと思われ⁹⁾、したがって、本判決は、少なくとも

も、本件生命共済契約に基づく、本件転落事故に係る共済金の支払請求が詐欺行為に該当するか否かを審理判断する必要があるものと思われる。しかし、本判決は、Xが本件火災共済契約に係る詐欺行為を行ったことをもつて本件規則14条2号に該当することにつき、特に理由を示していない。

なお、保険法30条2号は、被保険者が保険金の請求について詐欺を行い又は行おうとした場合を解除事由としているが、同条により解除できる保険契約は、「当該」損害契約との文言から、解除事由が発生した損害保険契約のみであると解されている^{10) 11)}。一方、生命保険の場合には、1号事由の場合には「当該」という限定が付されていないことから(保険法57条1号)、保険者を共通にする他の契約又は保険者を異にする他の契約において解除事由に当たる行為があった場合に解除事由とは関係のない保険契約も解除できると解されている¹²⁾が、これもあくまで他の生命保険契約に限られると思われるし、2号事由(詐欺行為)に関しては、「当該」という文言があることから、解除事由が発生した生命保険契約のみであると解される(保険法57条2号)。い

ずれにせよ、かかる観点からも、Xが本件火災共済契約に係る詐欺行為を行ったことをもって、本件生命共済契約における本件規則14条2号に該当するとは即断できないと思われる。

それでは、Xの本件火災事故に係る共済金の支払請求に詐欺行為があったことを理由として、Yは、本件生命共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとして、バスケツト条項に該当することを理由に、本件生命共済契約を解除できるか(保険法57条3号)¹³⁾¹⁴⁾。この点、確かに、火災共済契約と、生命共済契約とは、共済者により担保されている危険が全く異なっているが、条文上は、「当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由」とのみ規定しているため、火災保険契約における事情を一事情として斟酌することを排斥しているとはまでは思われない¹⁵⁾。そして、詐欺行為としては同一の犯罪類型に属する行為であることからすれば、信頼関係を破壊する原因としては同一であり、別の火災共済契約について詐欺行為が発生したことは、他の生命共済契約における信頼関係にも重大な影響を及ぼすことは明らかであること、その

他の事情も合わせて判断すれば、生命共済契約の継続を期待し得ないとして、重大事由を構成すると評価する余地はあると考えられる。かかる考えに従えば、本件においては、各共済契約締結及び本件火災に至る経緯、特に、Xの多額の保険料、多数の保険金請求を行っており保険金が重要な収入減となっているような状況など、諸般の事情を総合的に勘案すれば、Yは、本件生命共済契約についても重大事由が存在することを理由として、Xとの本件生命共済契約を解除できると考えられ、本判決はこの点を検討すべきであったのではないかと思われる。

- 1) 上田徹一郎「民事訴訟法〔第7版〕」380頁は、「自由心証の尽きたところから証明責任の作用が始まる」といわれるとする。
 - 2) 大阪地方裁判所金融・証券関係訴訟等研究会「保険金請求訴訟について」判例タイムズ1124号24頁(特に、33頁以下)、大阪民事実務研究会編「保険金請求訴訟の実務」161号17頁(特に、24頁以下)、さいたま民事実務研究会「保険金請求訴訟における事実認定及び訴訟運営上の諸問題―火災保険の保険金請求訴訟を中心に―」判例タイムズ1229号49頁(特に、52頁以下)。
- 3) いうまでもなく、本件における具体的な証

拠を見ることはできないため、本評釈は、公開された判決文のみを前提にした評釈であることを留意されたい。

- 4) 判例タイムズの匿名コメント(判例タイムズ1389号275頁)は、「居住者を強制的に退去させた貸主であるXが、その明渡しを受けた後、室内を点検しているのが通常であると解される場所、その点検をしていれば、電気ポットに電源が入れられた状態で放置されていたとしても、これを片付けるのが普通ではないかと考えられるのであって、その退去から火災までの時間的な経過を問題にする以前に、電気ポットが放置されていたということ自体が不自然であるといえなくもない。」としている。
- 5) 判例タイムズ1389号275頁。

- 6) 特に、②被保険者の放火への関与に関する積極事情がある場合には、それは取りも直さず①放火の可能性を示すのであるから、明らかに放火ではないと認められる場合を除き、①放火の可能性についての結論のみを重視して、②を判断すべきではなく、総合的な判断が求められるものと思われる。
- 7) もっとも、本判決は、本件火災がXの故意によるものであるか否かの認定において、本件放火依頼発言を、「本件火災に対する被控訴人(註・X)の関与を窺わせる極めて重大な発言」と重視しているが、本件放火依頼発言をここまで重視することには疑問がないわけではない。

- 8) 判例タイムズの匿名コメント(判例タイムズ1389号276頁)によれば、「XのYに對する①の共済金の支払い請求は：本件規則にいう『詐欺行為』に該当する」「本件規則に基づく解除は、XがYと締結していた共済契約の全部に及ぶものであるから、本件転落事故に係る共済金の支払請求がYの主張する詐欺行為に該当するか否かを問うまでもなく、本件生命共済契約の解除を認めた本判決の判断も是認される」としている。
- 9) したがって、Xが、約19年前の旧自宅建物の火災事故により、Yほか1名から合計4570万円の共済金の支払を受けた経験があることは、同号に該当する理由とはならない。
- 10) 甘利+福田「ポイントレクチャー保険法」32頁。
- 11) 重大事由解除の規定は、片面的強行規定である(保険法33条、65条)から、仮に、本件規則及び本件規約が、本件火災共済契約にも無条件に適用されるのであれば、同条に反して無効となる可能性もあると思われる。
- 12) その理由としては、「死亡保険における事故招致が、故殺という反社会性の強い行為であることにかんがみ、別の保険者との間で締結している契約も含め、他のすべての死亡保険契約を解除できるよう」にすることが挙げられる(嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権—重大事由による解除の適用場面を中心に—」伊藤眞ほか編『石川正先生古稀記念論文集 経済社会と法の役割』831頁)。
- 13) なお、重大事由解除の規定は、保険法施行前の保険契約・共済契約にも適用される(保険法附則3条以下)。
- 14) 本号は、包括的な条項であり、どのような場合が同号に該当するかは、1号及び2号の例示があることを踏まえて解釈される。例えば、保険金を取得するために被保険者以外の者を殺害し、被保険者が死亡したように仮装する場合には、本号に該当する可能性があると思われる(大阪地判昭和60年8月30日判例時報1183号153頁参照)。その他、法制審議会における議論の際には、主契約で死亡給付が約定され、特約として傷害疾病定額保険契約が約定される場合において、その一部分に重大事由があるときに、他の部分についてもこの包括条項に基づいて解除することが可能な場合がありうると述べられていた(法制審議会保険法部会・第4回議事録21頁)。
- 15) その他、保険契約者がごく短期間のうちに著しく重複した保険契約に加入したような場合には、1号事由又は2号事由には該当しないものの、保険契約者側に明らかな信頼関係を破壊する行為が行われており、保険契約関係として極めて不自然な状態に陥っているものであるから、保険者に保険契約関係からの解放を認めることが適切であるとして、3号事由に該当する可能性が十分にあるという見解もある(萩本修編「一問一答保険法」100頁)が、当該事実関係だけでは保険契約の
- 16) 勝野義孝「重大事由による解除」(落合+山田典孝編『新しい保険法の理論と実務』216頁は同旨)。なお、参考となる裁判例として、東京地判平成14年6月21日判例集未登載及び同裁判例の分析として、甘利+山田「生命保険契約法の基礎理論」224頁以下参照。
- 17) なお、本件では、たまたま同じ共済者であったために、このような結論を導くことが比較的容易であったと思われるが、仮に、損害保険(共済)と生命保険(共済)契約とで、保険者(共済者)を異にした場合はどうか、今後問題となりえよう。条文上は、あくまでも、(1号事由及び2号事由の例示を前提としつつも)当該保険契約の「存続を困難とする重大な事由」の有無を総合的に判断することとされているため、仮に保険者(共済者)を異にする場合であっても、具体的な事情次第では、バスケット条項の適用が認められる場合があると思われる(特に、損害保険(共済)と生命保険(共済)契約とで、保険者(共済者)が別法人ではあるものの同一のグループ会社に属する保険者である場合には、信頼関係に重大な影響があったと認められやすく、バスケット条項の適用を認めやすいものと思われるが、仮に保険者が同一グループには属さない場合であっても、事実関係次第では、バスケット条項の適用が認められる場合があるものと思われる)。